

相続土地国庫帰属制度の流れ

事前相談



土地の所在地を管轄する法務局（本局）への相談
※相談は事前予約制です。



国庫帰属の承認申請



（承認申請書の提出、審査手数料の納付）

関係省庁・
地方公共団体
へ情報提供

隣地所有者へ
申請があった
旨の通知



法務局担当官による調査



書面調査及び実地調査を行います。
（却下または不承認要件に該当するかについて審査します。）



法務大臣・管轄法務局長による承認



承認通知
負担金通知



負担金の納付



通知を受けてから30日以内に
納付する必要があります。

国庫帰属

- ・負担金が納付されると国に土地の所有権が移転します。
- ・国に所有権が移転した後は、財務大臣または農林水産大臣が管理・処分を行うこととなります。

【お問合せ先】

国庫帰属の承認申請やご相談については、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局（本局）までお問い合わせください。

連絡先は、右側の二次元コードを読み取っていただくか、「法務局 所在地」で検索してください。



法務省ホームページ

【法務省からのお知らせ】

令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されます！

相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、その不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、相続登記の申請義務を簡易に履行できる相続人申告登記も利用できます。



法務省ホームページ
（PDFファイル）

詳細は、右側の二次元コードから



相続土地 国庫帰属制度

～相続した土地の管理にお困りの方へ～



法務省民事局

Q1

誰でも申請できるの？



A 相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人であれば、帰属の承認申請をすることができます。

複数の人で所有している土地(共有地)の場合は、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む所有者(共有者)全員で申請する必要があります。

Q2

どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常管理又は処分を行うときに、**過分の費用や労力が必要となる土地**は帰属の対象外となります。

<帰属ができない土地の要件>

建物がある土地

債務の担保になっている土地
(抵当権など)
他人が使用する権利が付いている土地
(賃借権、地上権、地役権など)

他人の使用が予定されている土地
(通路、墓地、境内地、ため池など)

土壌が汚染されている土地

境界(所有権の範囲)が明らかではない土地
所有権や土地の範囲について争いがある土地

崖がある土地
(特別な管理が必要なもののみ)

管理の妨げになる工作物、車両、樹木などが地上にある土地

管理の妨げになる物が地下に埋まっている土地

土地を管理・処分するために、隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならない土地

そのほか、通常管理・処分をするために追加の費用や労力がかかる土地

Q3

手続きに費用はかかるの？

A **審査手数料**のほか、承認を受けた場合は10年分の管理費用の額に相当する**負担金**を納付いただく必要があります。

Q4

負担金はいくら？

A **基本は20万円**です。
土地の種目や面積、土地が所在する地域に応じて、面積単位で負担金を算定する場合があります。
詳しくは、**法務省ホームページ**をご確認ください。

Q5

相続放棄との違いは？

A 相続の放棄は、被相続人の財産に関するすべての権利義務を相続しないこととする制度です。
これに対して、本制度では、**特定の土地の所有権のみ**を手放して国庫に帰属させることができます。

制度の詳細は
法務省の
ホームページを
ご覧ください。

